

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業

事業契約書(案) 新旧対照表

No	頁	別紙	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1	20		6	1	49		(2)		維持管理及び運営業務開始の遅延	事業者が、市に対して、維持管理及び運営業務期間の初年度のサービスの対価の年額について、遅延日数に応じて、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)による金額を日割り計算した遅延損害金を支払うこと。ただし、市が被った合理的な範囲の損害のうち、遅延損害金により回復されない部分があるときは、市は、事業者に対して、当該部分について損害賠償の請求を行うことができるものとする。	事業者が、市に対して、維持管理及び運営業務期間の初年度のサービスの対価の年額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、遅延日数に応じて、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)による金額を日割り計算した遅延損害金を支払うこと。ただし、市が被った合理的な範囲の損害のうち、遅延損害金により回復されない部分があるときは、市は、事業者に対して、当該部分について損害賠償の請求を行うことができるものとする。
2	26		6	5	59	2			維持管理及び運営業務の契約保証	2 前項の保証の額は、維持管理及び運営業務の各事業年度のサービスの対価の金額(消費税等相当額を含む。)の100分の10以上としなければならない。	2 前項の保証の額は、維持管理及び運営業務の各事業年度のサービスの対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上としなければならない。
3	26		6	5	59	4			維持管理及び運営業務の契約保証	4 市は、契約金額の変更があった場合、本条第2項に規定する保証の額が変更後の維持管理及び運営業務の各事業年度のサービスの対価の金額(消費税等相当額を含む。)の100分の10に達するまで、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、事業者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。	4 市は、契約金額の変更があった場合、本条第2項に規定する保証の額が変更後の維持管理及び運営業務の各事業年度のサービスの対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10に達するまで、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、事業者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。
4	27		7		63	2			サービスの対価の返還	2 事業者は、前項の不実等により受領した過払いのサービスの対価の相当額又は不実等がなければ事業者が減額し得たサービスの対価の相当額に、当該不実等が行われた日からの日数に応じて、支払遅延防止法の率による金額を日割り計算した遅延損害金を付して市に返還しなければならない。	2 事業者は、前項の不実等により受領した過払いのサービスの対価の相当額又は不実等がなければ事業者が減額し得たサービスの対価の相当額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額に、当該不実等が行われた日からの日数に応じて、支払遅延防止法の率による金額を日割り計算した遅延損害金を付して市に返還しなければならない。
5	31		9		68	4	(2)	ア	市による契約の終了	ア 事業者は、市に対し、維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービスの対価の100分の10に相当する金額の違約金を支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。	ア 事業者は、市に対し、維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービスの対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10に相当する金額の違約金を支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
6	31		9		68	4	(2)	イ	市による契約の終了	イ 市は、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に相当する金額のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払の金額相当額を支払い、本施設をそのまま所有すること。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。また、市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務のサービスの対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち未払の金額相当額を第60条に定められた方法により支払うものとする。	イ 市は、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に相当する金額のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払の金額相当額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を支払い、本施設をそのまま所有すること。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。また、市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務のサービスの対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち未払の金額相当額を第60条に定められた方法により支払うものとする。
7	32		9		69		(2)	ア	事業者による契約の終了	ア 市は、本施設の所有権を引き続き保有することを前提として、事業者に対し、本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払いの金額相当額に消費税等相当額を加えた額を支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。また、市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務のサービスの対価のうち未払の金額相当額を第60条に定められた方法により支払うものとする。	ア 市は、本施設の所有権を引き続き保有することを前提として、事業者に対し、本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払いの金額相当額に消費税等相当額を加えた額を支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。また、市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務のサービスの対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち未払の金額相当額を第60条に定められた方法により支払うものとする。

No	頁	別紙	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
8	34		9		71		(2)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	ア 市は、本施設を引き続き保有又は所有権を留保することとして、事業者に対し本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価のうち、事業者がこの契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む未払の金額相当額を支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者との協議により決定するものとする。また、市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務のサービスの対価のうち未払の金額相当額を第60条に定められた方法により支払うものとする。	ア 市は、本施設を引き続き保有又は所有権を留保することとして、事業者に対し本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価のうち、事業者がこの契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む未払の金額相当額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者との協議により決定するものとする。また、市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務のサービスの対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち未払の金額相当額を第60条に定められた方法により支払うものとする。
9	50	4							表3 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の金額及び支払スケジュール(円)	支払時期: 令和5年7月(一時支払金)	支払時期: 令和5年●月※(一時支払金)
10	51	4							表3 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の金額及び支払スケジュール(円)	—	※事業者の提案による。(本施設の引渡しを受けた後、事業者からの請求日から30日以内)

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業

様式集(入札書類審査) 新旧対照表

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	修正前	修正後
1		A-4				別表① 設計及び 建設・工事監理業 務のサービスの対 価の内訳	支払予定時期: 令和5年7月(一時支払金)	支払予定時期: 令和5年●月※(一時支払金)
2		A-4				別表① 設計及び 建設・工事監理業 務のサービスの対 価の内訳	—	※事業者の提案による。(本施設の引渡しを受けた後、事業者からの請求日から30日以内)